

農業委員会事務局からのお知らせ

●農地の利用権設定を受け付けます

農業委員会では、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、市街化調整区域の農地を借りて、生産性の高い農業経営を目指す農家等を対象に、農地の利用権設定(農地の貸借)の申し込みを受け付けます。なお、次回は11月に申し込みを受け付けます。

【申し込み・問い合わせ】

8月20日(月)から23日(木)までの午前8時30分～午後5時15分に、農業委員会事務局(☎282-1711 内線1227 役場行政棟2階)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込みください。※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードできます。

●「農地利用状況調査」を実施します

農地法第30条に基づき、「農地利用状況調査」を実施します。これは、農地が適切に利用されているかなどを調べるもので、農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員が調査のため現地に立ち入りますので、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果、無断転用等の不適切利用や遊休農地等が明らかになった場合には、農業委員会から連絡します。

【期間】

7月末から8月末まで

【対象農地】

村内全ての農地

【問い合わせ】

農業委員会事務局(☎282-1711 内線1227)



●農地を貸したい・借りたい方へ

農地中間管理機構「農地集積バンク」では、農地の集約化や耕作放棄地の解消を図るため、高齢化や後継者不足等で耕作を続けることが難しくなった農地を一括して借り受け、担い手(地域の意欲のある農業者等)に貸し付ける事業を行っています。興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

【借り受ける農地の基準】

▽農業振興地域内の農地であること。▽再生作業が著しく困難な遊休農地でないこと。▽当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること。▽農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること。

【問い合わせ】

東海村農業委員会(☎282-1711 内線1227)

